

令和8年度 しがのアグリツーリズム推進事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 しがのアグリツーリズム推進事業委託業務

2 業務の目的

滋賀県では、世界農業遺産「琵琶湖システム」を活用した農山村滞在型旅行「農泊」やグリーンツーリズムの推進により、農山村地域の所得向上と雇用機会の確保、さらには移住・定住も見据えた関係人口の創出を図り、地域振興につなげることを目指している。農林水産省では、コロナ禍で減少した農泊地域の宿泊者数を回復・増加させるため、インバウンドや再訪者を取り込みながら、令和11年度までに1,200万人泊の達成を目指している。

本業務では、「琵琶湖システム」を体感できるツアーコースの造成、県ホームページ「グリーンツーリズム滋賀」（以下県HP「GT 滋賀」と略称）の英語版施設紹介記事の充実化により、国内外に県の農山村地域の魅力を発信し、都市農村交流のさらなる普及と農山村地域の活性化を図るものである。

3 委託場所と期間

- (1) 場所：滋賀県内全域
- (2) 期間：契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

4 業務の内容

本委託業務は、前項「2 業務の目的」を達成するために業務を行うものとし、詳細は下記のとおりとする。

- 4-1 ツアーコースの造成
- 4-2 県HP「GT 滋賀」の英語版ページの施設紹介記事を充実

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
4-1 ツアーコースの 造成		←→ 候補地域（高島市）への ヒアリング調査			←→	←→	←→	←→	←→
4-2 県 HP「GT 滋賀」 の英語版ページ の施設紹介記事 を充実		←→	←→	←→	←→	←→ HP 英語版記事作成・HP への組み込み			

4-1 ツアーコースの造成

(1) 目的

滋賀県の世界農業遺産「琵琶湖システム」を活用したアグリツーリズムを推進するため、琵琶湖の生態系を支える伝統的な農法を体感できるツアーコースを造成することで、滋賀県の農業と農山村地域の魅力の PR と農山村地域への観光客の増加を図る。

(2) 業務内容

- ・ 「魚のゆりかご水田」に取り組んでいる 1 地域（高島市マキノ町知内地区を予定）を対象に 1 泊 2 日の「ツアーコース」を 1 コース造成する。
- ・ 「ツアーコース」を造成するため、上記対象地域内にて以下項目を含めて調査を行う。
 - ア 「ツアーコース」に組み込むことへの協力の可否
 - イ 受入対応上限数
 - ウ 施設概要
 - エ 提供コンテンツ
 - オ ツアーの対応可能時期
- ・ 「ツアーコース（案）」を造成後、地域の関係業者・関係機関と販売に向けた協議を行い、コースのブラッシュアップを行う。

4-2 県 HP「GT 滋賀」の英語版ページの施設紹介記事を充実

(1) 目的

県 HP「GT 滋賀」の英語版ページの記事をさらに充実させることにより、外国の方にも滋賀県の農山村地域の魅力を知っていただき、滋賀県の農山村地域におけるインバウンド需要の向上に繋げる。

(2) 業務内容

- ・ インバウンド対応可能な施設の紹介ページ（10 施設を想定）を施設ごとに 1 ページ

英語で作成し、下記県 HP「GT 滋賀」の説明ページから当該ページへ移動できるようリンクさせること。英語版ページの施設紹介文章を作成する際は、必要に応じて対象施設に取材を実施し、外国人旅行者に訴求する内容に編成すること。

県 HP「GT 滋賀」の英語版 URL

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/gt-shiga/eng/>)

- ・ 完成ページのネイティブチェックは必ず行うこと。
- ・ 著作権等の許可が必要な場合は許可を得ること。なお、有償の著作権は用いず、無料で利用可能なものとする。
- ・ 滋賀県 HP で令和 8 年 9 月 7 日から採用を予定しているコンテンツマネジメントシステム「CMS-8341/やさしい」での運用が可能な形で、更新の容易さを考慮し制作を行うこと。
- ・ 県 HP「GT 滋賀」には外国語対応ページとして英語版と中国語版があるが、今回の委託業務では英語版の記事作成のみを対象とし、中国語の記事作成は業務対象外である。
- ・ インバウンド対応可能な 10 施設については発注者と協議の上、選定を行う。なお、対象施設については、高島市の世界農業遺産関連施設とその周辺エリア施設を想定している。
- ・ 県 HP「GT 滋賀」英語版およびリニューアル作業はシステム上、滋賀県庁でしか行えない。そのため、作成の際は来庁した上で、必要な作業を行うものとする。作業場所については、別途指示する。なお、コンテンツマネジメントシステムはリニューアルの関係で、令和 8 年 9 月 7 日から操作可能となる予定である。

5 HPの要件

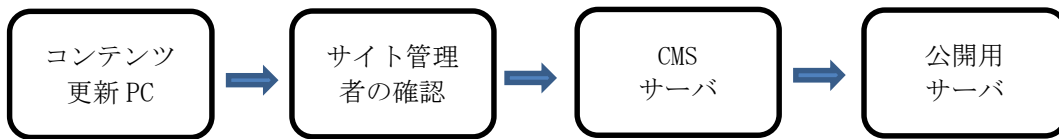
- ・ 本業務で制作する HP の運用は、滋賀県が管理する CMS サーバおよび Web サーバ（以下「公開用サーバ」という。）を使用することを前提とすること。
- ・ CMS サーバおよび公開用サーバの運用に準拠し、PHP や CGI などのプログラムや映像や音声を使用したコンテンツは掲載しないこと。また JavaScript も原則使用しないこと。
- ・ 原則として Flash Player を必要とするコンテンツは掲載しないこと。

利用環境、個人情報の取扱い、著作権・リンクの方針、アクセシビリティの方針は滋賀県 HP のサイトポリシー

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/hpsns/policy.html>) に準拠すること。

- ・ アクセシビリティ対応について、「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部：ウェブコンテンツ」で定めるウェブアクセシビリティ配慮の「適合レベル AA」ならびに Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) 2.1 および 2.2 で、WCAG2.0 に追加された適合レベル A および AA の達成基準に準拠すること。
- ・ HP の制作にあたっては、委託締結後に配布する CMS 操作マニュアル、ウェブアクセシビリティ対策ガイドライン等に準拠するものとし、発注者と協議の上で行うこと。

- ・ 各ページは既存の県 HP「GT 滋賀」の英語版ページと合わせたデザインにし、統一感を持たせること。
- ・ 更新の手順は次のとおりである。



6 成果物

納品する成果物（以下、「成果物」という。）は、次のとおりとする。

(1) 報告書

ア 報告書（印刷物およびデータファイル（4GB を超えるデータについては CD-R または USB 等）：正副 2 部（A 4 版チューブファイル）

※ 4GB 以下のデータファイルについては、県の大容量ファイル転送システムにより送付すること。

イ 報告書は、打合せ記録簿と、HP 更新作業手順書を作成し添付すること。

ウ HTML ソースコード（html ソース、CSS、画像データ等）一式、制作ルールに基づくチェックシート（契約締結後に県から提供）を電子データで提出すること。

エ 書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については打合せにより決定する。

オ CD-R、USB、DVD-ROM 等、外部記憶媒体を納品する場合は、ウイルスチェックを行ってから納品すること。

(2) 納入場所

滋賀県農政水産部農村振興課（〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号）

7 著作権等

(1) 成果物にかかる著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）（以下、「法」という。）第 21 条から第 28 条に規定する権利は、委託料の完済により、受注者から発注者に移転する。

なお、発注者または受注者が従前から有していた著作権については、それぞれ発注者または受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は、発注者が成果物を利用するために必要な範囲で、発注者に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

(2) 受注者は、成果物について、発注者が自由に使用できるよう、法第 18 条から第 20 条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、発注者に移転する。

(4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、

当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受注者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受注者の責任と負担において対応すること。

- (5) 受注者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

8 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受注者からの提案内容に基づき、発注者と協議の上決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受注者は発注者と毎月1回程度の打合せを行い、連携を密にすることとする。打合せの内容は受注者が記録し、打合せ後数日以内に発注者と共有すること。なお、本業務の実施にあたっては、滋賀県の都市農村交流関連施策などに関する内容を十分習熟したうえで行うこととする。

9 変更の対象

- (1) 本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、発注者または受注者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、受注者からの発議に基づく内容変更のうち、当初契約時内容にまで影響しないと発注者が判断した場合は委託料の変更は行わない。
- (2) 明記していない事項であっても業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受注者の負担において実施するものとする。

10 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 委託業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに発注者に返却することとする。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないよう使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCCに設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成するなどして確認

- すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。
- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により発注者に提示し、協議、承認を得ることとする。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決することとする。
 - (8) 現地調査等を行う場合、原則受注者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、発注者側より発行する「受注者身分証明書」を携帯すること。
 - (9) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
 - (10) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、発注者と協議の上、定めることとする。

1 1 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受注者は暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他発注者発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届出るとともに、発注者に報告するものとする。また、受注者は以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。